

## 電子契約サービス利用規定（融資契約用）

電子契約サービス利用規定（以下、「本規定」といいます。）は、株式会社沖縄銀行（以下、「当行」といいます。）が、SMB Cクラウドサイン株式会社（以下、「システム提供者」といいます。）が提供する電子契約システム（以下、「SMB Cクラウドサイン」といいます。）を用いて提供する電子契約サービス（以下、「本サービス」といいます。）をお客さまが利用する際に、お客さまと当行との間で適用される条件を定めるものです。

### 第1条（本サービスの内容）

本サービスは、SMB Cクラウドサインの利用により当行との間において契約締結を希望するお客さま（以下、「契約者」といいます。）が、インターネットに接続されているパソコンやスマートフォン、タブレット等の端末（以下、「端末」といいます。）により、SMB Cクラウドサインへログインし、当行所定の取引にかかる契約締結を当行と行うことができるサービスです。

### 第2条（利用申込）

1. 本サービスの利用には、本規定の内容を承諾し、当行所定の必要書類等を添付したうえで、当行所定の申込書（以下、「申込書」といいます。）にて申し込んでいただき、当行の承諾を得る必要があります。また、かかる申込と同時に、次の各号に定める事項を当行に届け出でいただきます。

①本サービスの利用に伴い端末に表示された契約書等への同意により、当行との契約締結を行う権限を有する個人（以下、「同意者」といいます。）の氏名、メールアドレスおよびショートメールサービスが利用可能な電話番号。なお同意者については、契約者が個人の場合はご本人、法人の場合は当該法人の代表権を有する者（契約締結の代理権付与された他の役職員を含む）に限ります。

#### ②その他当行所定の届出事項

2. 当行は前項各号の届出事項を、お客さまからの委託に基づきシステム提供者に提供するものとします。

3. お客さまは、システム提供者が定める「SMB Cクラウドサイン利用規約」(<https://www.smbc-cloudsign.co.jp/tos>)に同意の上で本サービスを利用するものとし、本条第1項に基づく当行の承諾にかかわらず、システム提供者においてSMB Cクラウドサインの利用を承諾しない場合、お客さまは本サービスを利用することはできず、当行はこれについて一切の責任を負いません。

4. 契約者と同意者が異なる場合、契約者は同意者に対し、本規定における同意者の義務を遵守させるものとします。また、同意者による義務違反の責任は契約者が負うものとします。

5. 契約書等への同意にあたり、当行は本条第1項で届け出でいただいたメールアドレスま

たはショートメールサービスが利用可能な電話番号のいずれかにあてて、アクセスコードを送信します。本サービスを初めてご利用いただく契約者については、この同意者へのアクセスコードの送信をもって、本サービス利用に関する当行の承諾に代えます。本項による電子メールまたはショートメール（以下、「電子メール等」といいます。）が受信できない場合、本サービスを利用することはできず、当行はこれについて一切の責任を負いません。

6. 当行が本サービスの利用を承諾した場合であっても、当行は融資する義務を負いません。

### 第3条（利用環境）

1. 使用する端末によっては、本サービスを利用できない場合があります。契約者および同意者は、自らの責任と費用負担で、本サービスを利用することができる端末の取得・維持・管理等を行うものとし、当行はこれらについて、一切の責任を負いません。
2. 契約者または同意者は、本サービスを利用するため用いた端末にウイルス感染等の懸念がある場合、ただちに当行に連絡するものとします。
3. 本サービスの利用は日本国内に限ります。

### 第4条（アクセスコードの管理）

1. 同意者は、アクセスコードを、厳重に管理するものとします。また同意者は、第三者にアクセスコードを一切開示せず管理するものとします。
2. アクセスコードを失念した場合、または盗用その他不正利用の恐れがある場合、同意者は当行所定の手続により、アクセスコードの再発行を速やかに依頼するものとします。

### 第5条（同意者による手続）

本サービスの利用にあたっては、SMB Cクラウドサインへ、アクセスコードを正確に入力してください。同意者の入力したアクセスコードと、当行に登録されているアクセスコードとの一致を当行が確認した場合には、同意者によりログインが行われたものとみなします。

### 第6条（電子契約の手続）

1. 本サービスをご利用いただく場合、当行は当行が契約者と事前に協議した契約内容を、当行がSMB Cクラウドサインに表示するものとします。
2. 同意者は、表示された契約内容に誤りがないことを確認したうえで、署名ボタン（同意ボタン）を押下することで、契約締結の意思表示を行うものとします。同意者による契約締結の意思表示を当行が確認した時点で、当該契約が成立するものとします。
3. 本サービスを利用して金銭消費貸借契約（金銭消費貸借契約の変更契約を含む）を締結する際には、資金交付（または変更契約の実行）と同時に当行所定の手数料を契約者の預金口座から引き落とすものとします。引き落としにあたっては、当行の当座勘定規定、普通預金規定または総合口座取引規定に定める手続を省略するものとします。

4. 契約者と当行との間で、契約内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録の記録内容を正しい契約内容とみなします。

5. 本サービスを利用して締結した契約に訂正、取消などを行う必要性が生じた場合には、当行所定の手続に従うものとします。

#### 第7条（セキュリティ対策）

契約者は、同意者の使用する端末へのセキュリティソフトの導入等のセキュリティ対策、不正利用防止等の措置を実施したうえで本サービスを利用されることとします。

#### 第8条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり本規定に定める事項を遵守するほか、次の各号の行為を行わないものとします。また、契約者は署名者にも、次の各号の行為を行わせないものとします。

①本サービス利用時に虚偽の内容を送信・登録する行為。

②本サービスの利用により入手した情報を転用または改竄する行為。

③有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書き込む行為。

④他のお客さまのアクセスコードを不正に使用する行為。

⑤本サービスに関する当行または第三者の知的財産権を侵害し、または侵害する恐れのある行為。

⑥当行、他のお客さま、または第三者の財産・プライバシーを侵害し、または侵害する恐れのある行為。

⑦当行、他のお客さま、または第三者に不利益または損害を与える行為、または不利益を与える可能性のある行為。

⑧本サービスの運営を妨げる行為、またはその恐れのある行為。

⑨法令または公序良俗に反する行為。

⑩その他、当行が不適切と判断する行為。

2. 前項各号に該当する行為または契約者もしくは同意者の責めに帰すべき事由により、当行に損害を与えた場合には、契約者は当行が被った損害を賠償する責任を負うものとします。また、契約者もしくは同意者がかかる行為または事由により、第三者に損害を与え、または第三者との間に紛争が生じた場合、契約者は自己の責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、当行は関与しないものとします。

3. 当行は、契約者もしくは同意者が本条第1項各号に該当する行為を行った場合には、事前に通知することなく本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、または利用停止することができるものとします。

## 第9条（免責事項）

1. 次の各号の事由による本サービスの全部または一部の利用不能もしくは取扱の遅延等により生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
  - ①天災または裁判所もしくは行政等の公的機関による措置等のやむを得ない事由のあるとき。
  - ②通信機器およびコンピュータ等に障害が生じたとき。
  - ③電源の供給停止、回線障害、電話の不通、インターネット等に障害が生じたときの不通または混雑、通信業者のシステム障害等が生じたとき。
  - ④技術上もしくは運用上の事由により、本サービスを停止する必要があると当行が判断したとき。
  - ⑤前条第3項により本サービスの利用を制限または停止するとき。
  - ⑥システム提供者により、SMB Cクラウドサインの全部または一部の提供が停止または中止されたとき。
  - ⑦その他、当行の責めに帰すべからざる事由。
2. 当行が、アクセスコードの一致を確認して取扱した場合には、アクセスコードの不正使用、盗用、および通信電文の改竄、盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。
3. 契約者が提出した申込書等に押された印影を当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、それらの書面または印影につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。
4. 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスにかかる情報の開示が義務付けられている場合（当局検査を含みます。）、当行は契約者もしくは同意者の承諾なく、当該法令、規則、行政庁の命令等に定める手続に基づいて、情報を開示することができます。情報を開示したことにより生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。
5. 本サービスおよびSMB Cクラウドサインを利用したことによる損害は、当行に重大な過失がある場合を除き、契約者が一切の責任を負うものとします。なお、当行に重大な過失がある場合の損害賠償責任は、契約者に通常生じる直接の損害に限るものとします。

## 第10条（届出事項の変更等）

1. 届出事項を変更する場合、契約者は直ちに当行所定の方法により届け出るものとします。
2. 契約者は、同意者に次の各号に定める事由が生じた場合には、ただちに当行に届け出るものとします。
  - ①相続の開始があったとき。
  - ②支払の停止、破産手続開始、もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。
  - ③後見開始、保佐開始、補助開始の審判を受けたとき。

④同意者が同意者としての権限を喪失したとき。

3. 契約者は、同意者を変更する場合には当行所定の手続によりその旨を届け出るものとします。契約者からの届出前に変更前の同意者が行った行為の効果は、契約者に及ぶものとします。
4. 届出事項の変更は、当行所定の方法により届け出ない限り、その効力を生じないものとし、お客さまが届け出を怠ったことにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

#### 第 11 条（届出連絡先への通知）

1. 当行は契約者もしくは同意者に対し、利用内容について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、契約者が当行所定の方法により予め当行に届け出た住所、電話番号、またはメールアドレスを連絡先とします。
2. 当行が前項にもとづき通知、照会、または確認のための文書、電子メール等を発送もしくは発信した場合には、これらが延着し、または到達しなかった場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 第 12 条（解約等）

1. 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、契約者は本サービスにより締結した契約および当該契約にもとづく債務が残存している間は、本サービスを解約することはできません。なお、契約者による解約は当行所定の書面を当行に提出する方法によるものとします。
2. 前項の解約の効力は、当行所定の方法により当行が解約手続を完了したときに生じるものとします。なお、契約者が当行所定の書面を当行に提出した後、解約手続完了までに生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
3. 契約者に次の各号の事由がひとつでも生じた場合は、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。
  - ①支払の停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき。
  - ②手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
  - ③契約者の財産について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき、もしくは競売手続の開始があったとき。
  - ④前三号のほか、契約者の信用情報に重大な変化が生じたと当行が判断したとき。
  - ⑤解散その他営業活動を停止したとき。
  - ⑥相続の開始があったとき。
- ⑦本規定に定める届出（変更の届出を含みます。）につき、届出に懈怠があったときまたは届出内容に虚偽の内容があることが判明したとき。

- ⑧不正な取引を行ったと当行が判断したとき。
  - ⑨法律、命令、処分、規制、その他公序良俗に違反する行為に該当する行為を行ったとき、または該当する恐れがあると当行が判断したとき。
  - ⑩本規定、銀行取引約定書その他契約者が当行との間で締結している約定、契約に違反した場合等、当行が本サービスの利用停止を必要と判断する事由が生じたとき。
  - ⑪システム提供者により、S M B C クラウドサインの全部または一部の提供が停止または中止されたとき。
  - ⑫前各号に定めるほか、当行が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由が生じたとき。
4. 当行は契約者に通知することで、いつでも本サービスを解約することができるものとします。なお、契約者への通知の到達の如何にかかわらず、当行が文書または電子メール等をもって解約の通知を契約者が予め届け出た住所または所在地もしくはメールアドレスへ発送もしくは発信したときに、本サービスは解約されたものとします。
5. 本条に基づき、本サービスの利用が停止された場合または本サービスが解約された場合、これにより生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。

### 第 13 条（反社会的勢力の排除）

- 1. 契約者は、契約者および同意者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2. 契約者は、契約者および同意者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - ①暴力的な要求行為。
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を

妨害する行為。

⑤その他前各号に準ずる行為。

3. 契約者もしくは同意者が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して契約者もしくは同意者が虚偽の申告をしたことが判明し、本サービスの利用を継続することが不適切である場合には、当行は、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができ、契約者に通知することで本サービスを解約することができるものとします。この場合も前条第4項なお書きが適用されるものとします。
4. 前項の規定の適用により、契約者に損害が生じた場合であっても、当行は一切の責任を負いません。また当行に損害が生じたときは、契約者がその責任を負うものとします。

#### 第14条（サービスの変更・停止・廃止）

1. 当行は、当行の都合により本サービスの内容を変更し、また、本サービスを停止もしくは廃止することができるものとします。この場合契約者は当行に対して一切の異議を述べず、かつ本サービスの内容変更、停止または廃止によって生じた損害について、当行に対する賠償請求は行わないものとします。
2. 当行は、本サービスを変更・停止・廃止する場合には、当行ホームページ上でその内容および実施日時を予め告知するものとします。実施日時以降は、契約者の同意があったものとみなして、本サービスの変更・停止・廃止ができるものとします。
3. 契約者は、当行が本サービスを廃止する場合、登録されている各種データを削除することに異議を述べません。

#### 第15条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当行所定の各関連規定により取り扱います。なお、本規定において定義のない用語で、各関連規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

#### 第16条（権利・義務の譲渡・質入の禁止）

契約者は、本規定上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

#### 第17条（有効期間）

本サービスの利用契約の有効期間は当行が本サービスの利用を承諾した日から、その後最初に到来する3月31日までとし、契約者または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

### 第 18 条（個人情報の取扱）

当行は、契約者および同意者が本サービスを利用することで当行が取得する個人情報については、当行「個人情報保護宣言」にもとづいて適切に取り扱うものとします。

### 第 19 条（準拠法と管轄）

本規定および本規定にもとづく取引は日本法に準拠し、日本法にもとづき解釈されるものとします。本規定にもとづく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第 20 条（規定の変更）

1. 本規定の各条項は、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 に基づき変更します。
2. 前項による変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
3. 前 2 項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。

以上

2022年9月12日 制定